

第6章

大規模災害からの復旧・復興と ALPS処理水の海洋放出をめぐる動き



おおふなと
政務3役による大船渡市林野火災の現地調査（岩手県大船渡市）

(1) 水産業における東日本大震災からの復旧・復興の状況

〈全ての漁港において漁港施設の復旧が完了〉

平成23（2011）年3月11日に発生した東日本大震災による津波は、豊かな漁場に恵まれている東北地方太平洋沿岸地域を中心に、水産業に甚大な被害をもたらしました。

政府は、令和3（2021）～7（2025）年度までの5年間を「第2期復興・創生期間」と位置付け、被災地の復興に向け取り組んでいます。

これまで被災地域では、漁港施設、漁船、養殖施設、漁場等の復旧が積極的に進められており、被災した全ての漁港における漁港施設の復旧や再開を希望する漁業者に対する漁船の復旧が図られるなど、復旧・復興に向けた取組が進展しています（図表6-1）。

政府は、引き続き、被災地域の水産業の復旧・復興に取り組むこととしています。

図表6-1 水産業の復旧・復興の進捗状況（令和7（2025）年3月取りまとめ）

1 水揚げ	・岩手・宮城・福島各県の主要な魚市場の令和6（2024）年の水揚げの被災前年比 (水揚金額) 91%（震災後の最大値は令和5（2023）年の96%） (水揚量) 54%（震災後の最大値は平成26（2014）年の79%）
2 漁港	・被災した全ての漁港において陸揚げ岸壁及び漁港施設の復旧が完了。
3 漁船	(復旧隻数) 18,763隻 ・岩手・宮城の各県では、平成27（2015）年度末までに希望する漁業者に対する漁船の復旧は完了。 ・福島県については計画的に復旧を目指している。
4 養殖	・再開を希望する養殖施設は平成29（2017）年6月末に全て整備完了。
5 加工流通施設	(水産加工施設) ・再開を希望する水産加工施設の99%が業務再開。 (産地市場) ・被害のあった産地市場全てが業務再開。
6 がれき	・がれきにより漁業活動に支障のある漁場数と処理済みの漁場数 (定置漁場) ・全ての漁場において撤去完了 (養殖漁場) ・1,140か所のうち1,135か所において撤去完了

注：1）水揚量及び水揚金額について、被災前年は平成22（2010）年3月～23（2011）年2月の実績、令和6（2024）年は6（2024）年2月～7（2025）年1月の実績。また、福島県の実績は速報値。

2）漁港について、被災した漁港は7道県の合計。また、漁港施設は、岸壁、防波堤、泊地、道路等をいう。

3）漁船について、復旧隻数は21都道府県の合計。実績は令和6（2024）年12月末時点。

4）加工流通施設のうち産地市場について、福島県においては被災した12市場のうち4市場が集約された。

5）がれきについて、処理済みの漁場数は令和7（2025）年1月時点。

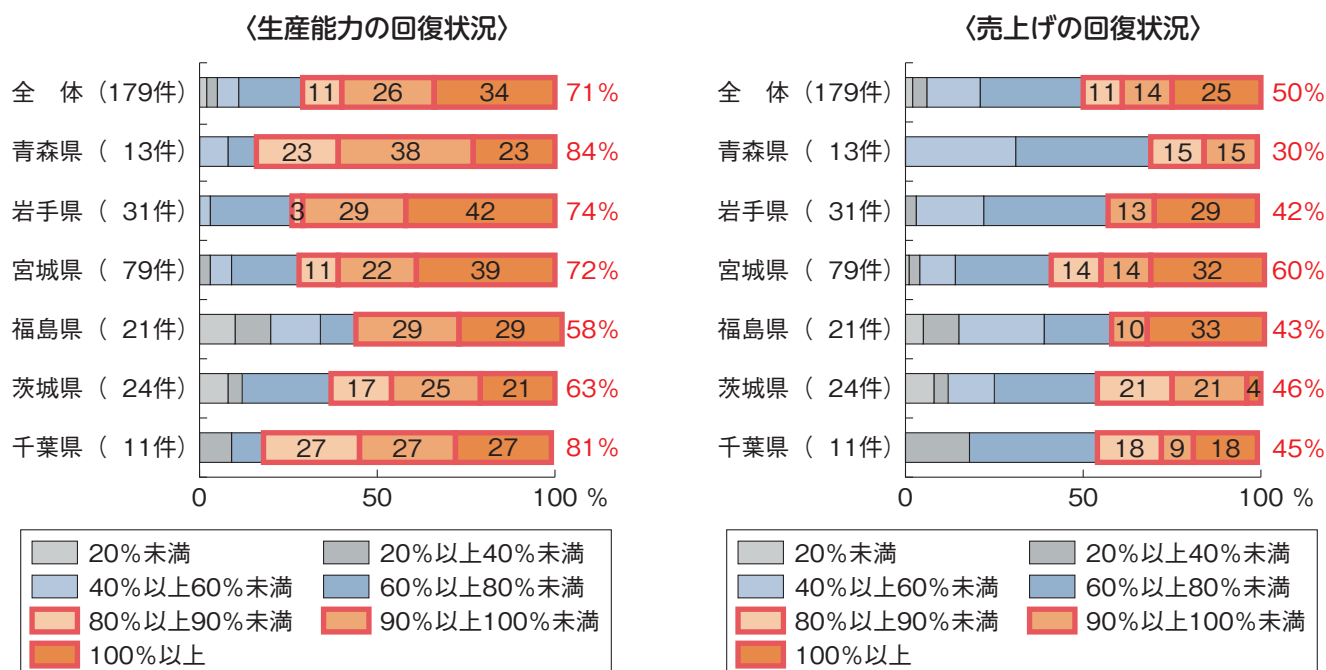
被災した漁港のうち、水産業の拠点となる漁港においては、流通・加工機能や防災機能の強化対策として、高度衛生管理型の荷さばき所や耐震強化岸壁等の整備を行うなど、新たな水産業の姿を目指した復興に取り組んでいます。このうち、高度衛生管理型の荷さばき所の整備については、流通の拠点となる8漁港（八戸、釜石、大船渡、気仙沼、女川、石巻、塩釜、銚子）において実施し、全漁港で供用されています。

一方、被災地域の水産加工業においては、令和6（2024）年1～2月までに実施した水産加工業者における東日本大震災からの復興状況アンケート（第11回）の結果によると、生産能力が震災前の8割以上まで回復したと回答した水産加工業者が約7割となっているのに対し、



売上げが震災前の8割以上まで回復したと回答した水産加工業者は5割であり、依然として生産能力に比べ売上げの回復が遅れています。県別に見ると、生産能力について福島県の回復が他の5県^{*1}に比べ遅れています（図表6-2）。また、売上げが戻っていない理由としては、「原材料の不足」、「人材の不足」及び「販路の不足・喪失」の3項目を回答した者が多くなっています（図表6-3）。このため、政府は、引き続き、加工・流通の専門家による個別指導、セミナー・商談会の開催、省力化や加工原料の多様化、販路の回復・新規開拓に必要な加工機器の整備等により、被災地域における水産加工業者の復興を支援していくこととしています。

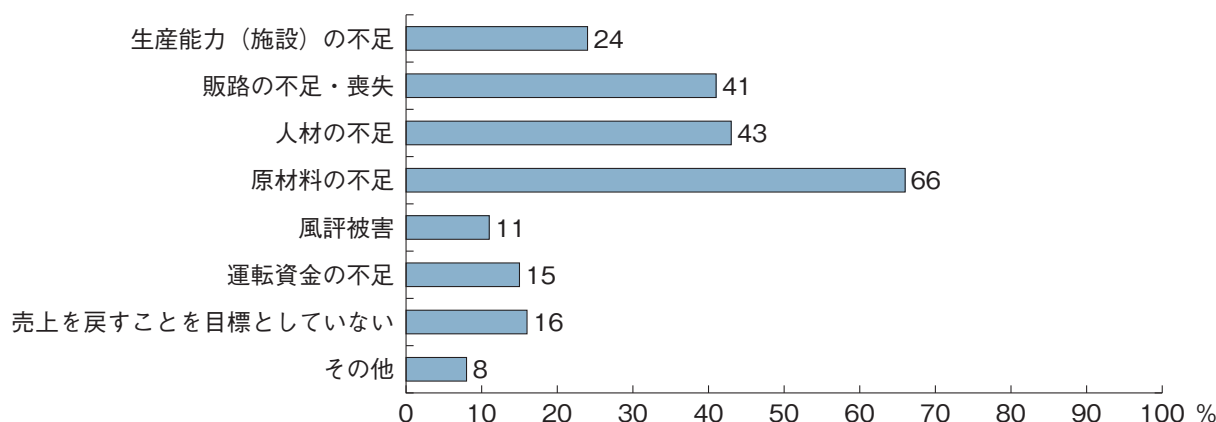
図表6-2 水産加工業者における生産能力及び売上げの回復状況



資料：水産庁「水産加工業者における東日本大震災からの復興状況アンケート（第11回）の結果」を基に作成

注：赤字は8割以上回復した割合。

図表6-3 水産加工業者の売上げが戻っていない理由（複数回答可）



資料：水産庁「水産加工業者における東日本大震災からの復興状況アンケート（第11回）の結果」を基に作成

*1 青森県、岩手県、宮城県、茨城県及び千葉県。



東日本大震災からの水産業復興
へ向けた現状と課題（水産庁）：
https://www.jfa.maff.go.jp/j/yosan/23/kongo_no_taisaku.html

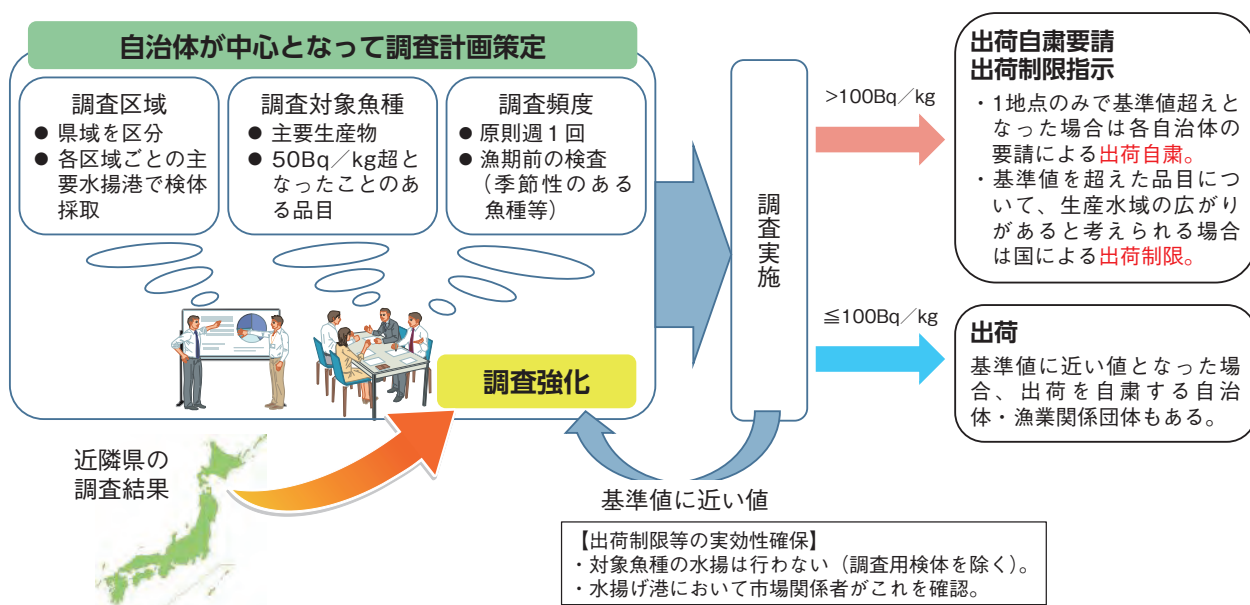
（2）東京電力福島第一原子力発電所事故の影響への対応

ア 市場流通する水産物の安全性の確保

〈水産物の安全性確保のために放射性物質モニタリングを着実に実施）////////////////////

東日本大震災に伴って起きた東電福島第一原発の事故の後、消費者に届く水産物の安全性を確保するため、「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」に基づき、国、関係都道府県、漁業関係団体が連携して水産物の計画的な放射性物質モニタリングを行っています。モニタリング結果は公表され、基準値（100Bq/kg）を超過した種は、出荷自粛要請や出荷制限指示の対象となります（図表6-4）。

図表6-4 水産物の放射性物質モニタリングの枠組み



この基準値は、食品の国際規格を策定しているコーデックス委員会が指標としている年間線量1mSv^{ミリシーベルト}を踏まえて設定されています。国際放射線防護委員会（ICRP）が自然からの被ばく量の地域差の範囲内で誰でも受入れ可能な目安等として年間1mSvを示していることから、この勧告に基づいて、コーデックス委員会は年間線量1mSvを指標として定めています。

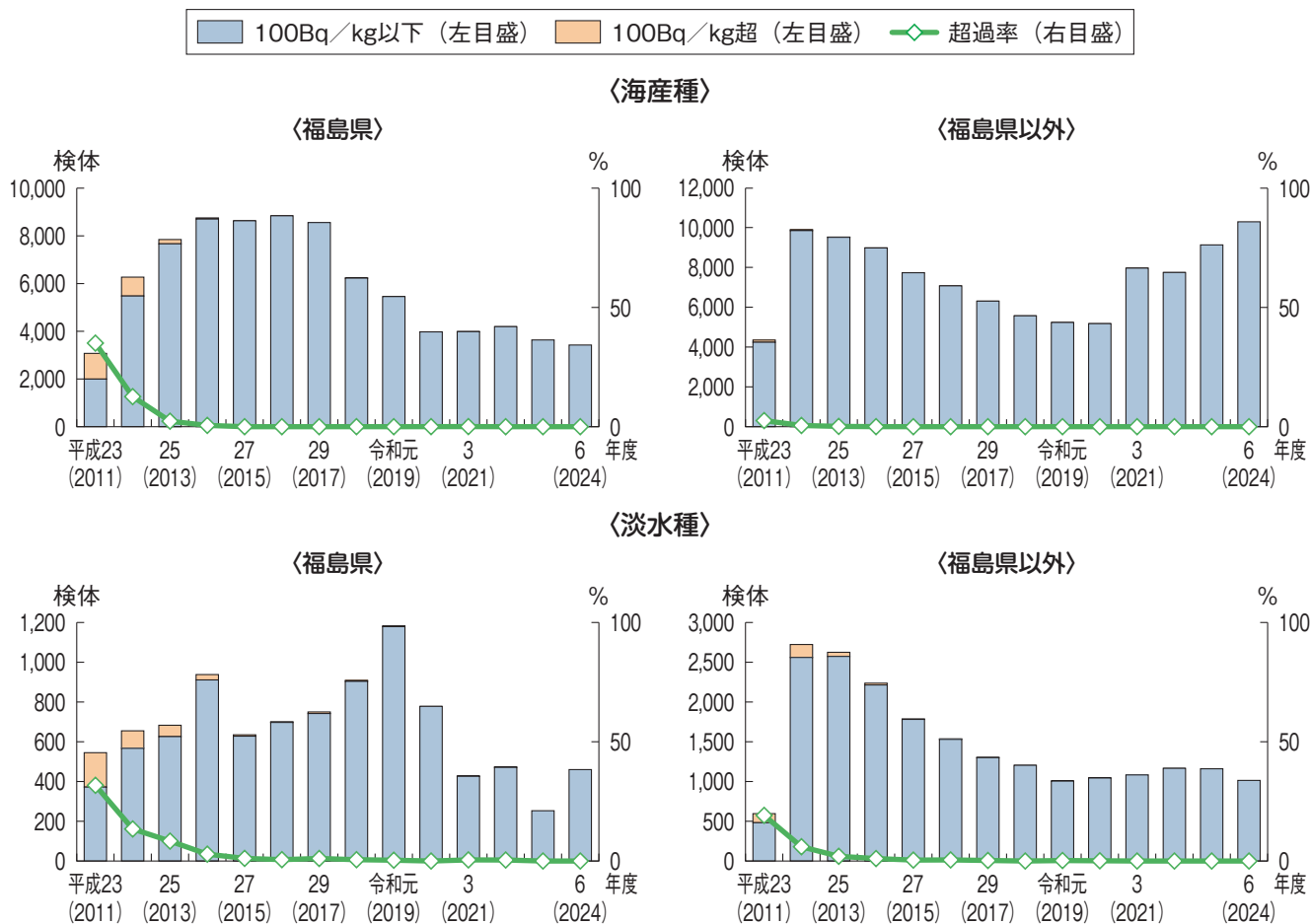
東電福島第一原発の事故以降、令和7（2025）年3月末までに、福島県及びその近隣県において、合計21万7,923検体の検査が行われてきました。基準値超の放射性セシウムが検出された検体（以下「基準値超過検体」といいます。）の数は、時間の経過とともに減少する傾向にあり、検出限界値^{*1}未満の検体数は水産物全体で約97%となっており、福島県において

^{*1} 分析機器が検知できる最低濃度であり、検体の重量や測定時間によって変化する。厚生労働省のマニュアル等に従い、基準値から十分低い数値になるよう設定。



は、海産種では令和4（2022）年2月以降、淡水種では同年12月以降、福島県以外においては、海産種では平成26（2014）年9月以降、淡水種では令和2（2020）年5月以降、基準値超過検体もありませんでした（図表6-5）。

図表6-5 水産物の放射性物質モニタリング結果（放射性セシウム）



注：令和7（2025）年3月末時点。



水産物の放射性物質調査の結果
について（水産庁）：
[https://www.jfa.maff.go.jp/
j/housyanou/kekka.html](https://www.jfa.maff.go.jp/j/housyanou/kekka.html)

〈国際原子力機関が、「日本の分析機関が高い正確性と能力を有している。」と評価〉

我が国は、国際原子力機関（IAEA）の支援により、平成26（2014）年度から海洋モニタリングデータの信頼性及び透明性の向上に取り組んでいます^{*1}。令和5（2023）年10月に実施した共同での海洋モニタリングの報告書が令和7（2025）年1月にIAEAから公表され、「海域モニタリングを実施する日本の分析機関が高い正確性と能力を有している。」と評価されました。

*1 水産物については、平成27（2015）年度から実施。

また、IAEAでは、令和4（2022）年度から、東電福島第一原発におけるALPS処理水^{*1}の取扱いに関する安全性レビューの一環として、日本の海域における水産物や海水のモニタリング結果の信頼性を裏付けるための取組を実施しています。令和5（2023）年10月に採取した試料の分析結果に関する報告書が令和7（2025）年3月にIAEAから公表され、「ALPS処理水に係るトリチウム分析などについて、日本の分析機関の試料採取方法は適切であり、かつ、海洋モニタリングの結果から、参加した日本の分析機関が高い正確性と能力を有している。」と評価されました。

〈出荷制限等の状況〉

放射性物質モニタリングにおいて、基準値を超える放射性セシウムが検出された水産物については、国、関係都道県、漁業関係団体等の連携により流通を防止する措置が講じられています。

その上で、検査結果が基準値を下回るようになった種については、順次出荷制限の解除が行われ、海産種については令和6（2024）年10月以降、全ての海産種で出荷制限が解除されました。

また、淡水種については、令和7（2025）年3月末時点で、3県（宮城県、福島県及び群馬県）の河川や湖沼の一部において、合計9種が出荷制限又は地方公共団体による出荷・採捕自粛措置の対象となっています。

イ 福島県沖での本格操業に向けた取組

〈試験操業から本格操業に向けた移行期間として水揚げの拡大に取り組む〉

福島県沖では、東電福島第一原発の事故の後、沿岸漁業及び底びき網漁業の操業が自粛され、漁業の本格再開に向けた基礎情報を得るため、平成24（2012）～令和3（2021）年3月末まで、試験操業・販売（以下「試験操業」といいます。）が実施されました。

試験操業の対象海域は、東電福島第一原発から半径10km圏内を除く福島県沖全域であり、試験操業への参加漁船数は延べ2,183隻、平成24（2012）年に122tだった水揚量は、令和2（2020）年には4,591tになりました。試験操業の取組で漁獲される魚種及びその加工品には放射性物質の自主検査が行われるなど、市場に流通する福島県産水産物の安全性を確保するための慎重な取組が行われました。

試験操業終了後の令和3（2021）年4月からは、操業の自主的制限を段階的に緩和し、地区や漁業種類ごとの課題を解決しつつ、水揚げを震災前の水準へと回復することを目指しており、令和6（2024）年の水揚量は6,640t（震災前の平成22（2010）年と比べ26%）、水揚金額は36億円（同39%）と未だに回復途上にあります（図表6-6）。

福島県産水産物の販路を拡大するため、多くの取組やイベントが実施されています。福島県漁業協同組合連合会では、全国各地でイベントや福島県内で魚料理講習会を開催しています。このような取組を着実に行っていくことにより、福島県の本格的な漁業の再開につながっていくことが期待されます。

^{*1} 多核種除去設備（ALPS：Advanced Liquid Processing System）等によりトリチウム以外の核種について、環境放出の際の規制基準を満たすまで浄化処理した水。トリチウムについても安全基準を十分に満たすよう、処分する前に海水で大幅に薄める。



水揚げの様子
(写真提供：福島県)

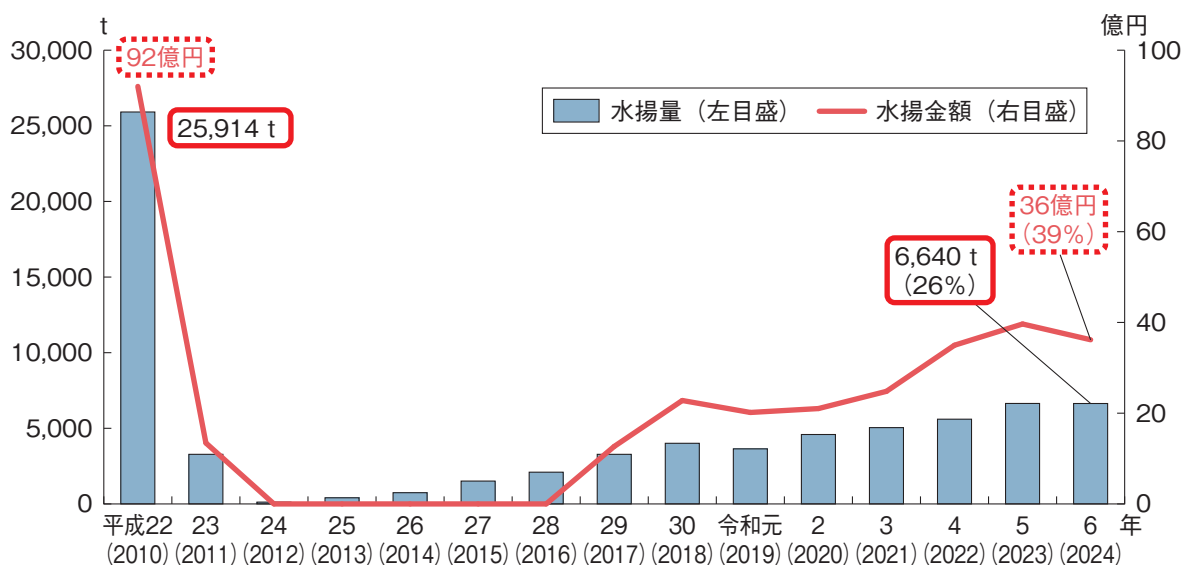


料理教室の様子
(写真提供：福島県漁業協同組合連合会)



イベントの様子
(写真提供：福島県漁業協同組合連合会)

図表6-6 福島県の漁業（沿岸漁業及び底びき網漁業）及び海面養殖業の水揚量・水揚金額



注：平成24（2012）～29（2017）年2月は、小規模な操業と販売を試験的に行い、入札も実施されていないことから、水揚金額が集計されていない。

（コラム）新規漁業就業者の増加（福島県）

令和5（2023）年度の福島県における新規漁業就業者については30人となり、東日本大震災以後最も多くなりました。これは、東日本大震災前の直近2か年度の同県における新規漁業就業者数を上回っています。また、39歳以下の割合は全国平均を上回っています。

こうした中、同県いわき市のいわき市漁協では、新規漁業就業者は現時点では増加傾向にはないものの、同じ漁協内でも30代以下の若い世代同士の交流機会が少なくなっていたことから、30代以下の若い漁業就業者等の間で、地域の同世代のつながりを築くため、令和5（2023）年1月に20代から30代の漁業者等の5人で、任意団体「いわきfisher's Network」を発足しました。同団体は、漁業関係者間での定期的な情報交換や勉強会を行うといった自主的な活動に取り組んでおり、沿岸漁業に従事する若手漁業者を中心に地元漁業の将来に向けた活動を展開しています。今後も積極的に新しい取組を行ったり、他の漁業関係者にも波及することで若手を中心とした地域の活性化につながることを期待されます。



漁業就業者の定着に向けた漁労技術習得研修の様子
写真提供：福島県



いわきFisher's Networkと漁協職員
写真提供：いわきFisher's Network

ウ 東京電力福島第一原子力発電所事故による風評の払拭

〈最新の放射性物質モニタリングの結果や福島県産水産物の魅力等の情報発信〉

消費者庁が平成25（2013）年2月から実施している「風評に関する消費者意識の実態調査」によれば、「放射性物質を理由に福島県の食品の購入をためらう」と回答した消費者の割合は、令和7（2025）年1月の調査では、6.2%となりました（図表6-7）。

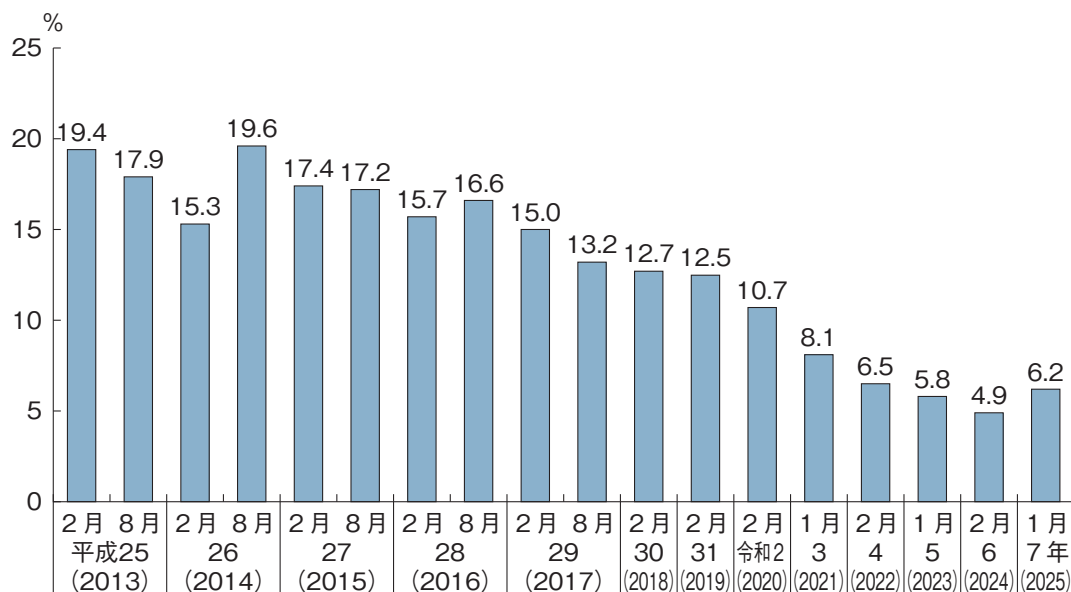
しかしながら、これまでも風評被害が発生してきていることに鑑み、継続的に対応していく必要があります。

風評被害を防ぎ、一日も早く復興を目指すため、水産庁は、最新の放射性物質モニタリングの結果や水産物と放射性物質に関するQ&A等をウェブサイトで公表し、消費者、流通業者、国内外の報道機関等への説明会を行うなど、正確で分かりやすい情報提供に努めています。

また、被災地県産水産物の販路回復・風評払拭のため、大型量販店において福島県産水産物を「福島鮮魚便」として常設で販売し、専門の販売スタッフが安全・安心とおいしさをPRするとともに、水産物が確実に流通されるよう共同出荷による消費地市場への流通拡大の実証を支援しました。さらに、海外向けに我が国の情報を発信するウェブサイトでの福島県を含む被災地県産水産物の安全性と魅力をPRする活動等を行いました。これらの取組を通じ、消費者だけでなく、漁業関係者や流通関係者にも正確な情報や福島県産水産物の魅力等の発信を行い、風評の払拭に努めていきます。



図表6-7 「放射性物質を理由に福島県の商品の購入をためらう」と回答した消費者の割合



資料：「消費者庁「風評に関する消費者意識の実態調査」(複数回答可)」を基に水産庁で作成



東京電力福島第一原子力発電所
事故による水産物への影響と対
応について(水産庁)：

[https://www.jfa.maff.go.jp/
j/koho/saigai/](https://www.jfa.maff.go.jp/j/koho/saigai/)

〈令和6(2024)年に1地域で輸入規制措置が撤廃〉

東電福島第一原発事故に伴い、55か国・地域において、日本産農林水産物・食品の輸入停止や放射性物質の検査証明書等の要求、検査の強化といった輸入規制措置が講じられました。これらの国・地域に対し、政府一体となってあらゆる機会を捉えて規制の撤廃に向けた粘り強い働き掛けを行ってきた結果、令和6(2024)年度には、輸入規制措置が仏領ポリネシアで撤廃、台湾で緩和され、規制を維持する国・地域は6にまで減少しました(図表6-8)。

図表6-8 原発事故に伴う諸外国・地域の食品等の輸入規制の概要(令和7(2025)年1月時点)

原発事故に伴い諸外国・地域において措置された輸入規制は、政府一体となった働きかけの結果、緩和・撤廃される動き(規制を措置した55の国・地域のうち、49の国・地域で輸入規制を撤廃、6の国・地域で輸入規制を継続)。

規制措置の内容／国・地域数※			国・地域名
事故後輸入 規制を措置	規制措置を撤廃した国・地域	49	カナダ、ミャンマー、セルビア、チリ、メキシコ、ペルー、ギニア、ニュージーランド、コロンビア、マレーシア、エクアドル、ベトナム、イラク、豪州、タイ、ボリビア、インド、クウェート、ネパール、イラン、モーリシャス、カタール、ウクライナ、パキスタン、サウジアラビア、アルゼンチン、トルコ、ニューカレドニア、ブラジル、オマーン、バーレーン、コンゴ民主共和国、ブルネイ、フィリピン、モロッコ、エジプト、レバノン、UAE、イスラエル、シンガポール、米国、英国、インドネシア、EU、アイスランド、ノルウェー、スイス、リヒテンシュタイン、仏領ポリネシア
		2	ロシア、台湾
	輸入規制を継続して措置 6	4	中国、香港、マカオ、韓国

※規制措置の内容に応じて分類。規制措置の対象となる都道府県や品目は国・地域によって異なる。

(3) ALPS処理水の海洋放出をめぐる動き

ア ALPS処理水の海洋放出とその影響

〈ALPS処理水の海洋放出を受け中国等が日本産水産物の輸入を停止〉

令和5（2023）年8月24日に、ALPS処理水の海洋放出が開始されました。

これに対し、米国は、日本の安全で透明性のある科学に基づいたALPS処理水の海洋放出のプロセスに満足しているとの声明を、EUは、ALPS処理水の海洋放出に対する日本のアプローチが国際的な原子力安全基準及び放射性物質に関する基準の最高水準に合致していると評価したIAEAが令和5（2023）年7月4日に発表した包括的な報告書を歓迎するとの声明を発出しました。

一方、従来の東電福島第一原発事故に伴う輸入規制に加えて、中国及びロシアは全都道府県の水産物を輸入停止としたほか、香港及びマカオは10都県^{*1}の水産物等を輸入停止としました（図表6-9）。

図表6-9 ALPS処理水の海洋放出に伴う諸外国・地域の食品等の輸入停止の概要（令和7（2025）年1月時点）

ALPS処理水の海洋放出に伴い諸外国・地域において以下の輸入停止が措置された。

規制措置の内容／国・地域数		国・地域名
海洋放出後 輸入停止を 措置 4	<u>全都道府県</u> の水産物を 輸入停止	中国、ロシア
	<u>10都県</u> の水産物等を 輸入停止	香港
	<u>10都県</u> の生鮮食品等を 輸入停止	マカオ

〈中国への水産物輸出が減少〉

ALPS処理水の海洋放出以前の令和4（2022）年の我が国の水産物輸出額の割合を国別に見ると、中国が22.5%と最も高く、次いで香港が19.5%となっています。また、マカオは0.5%、ロシアは0.1%であり、ALPS処理水の海洋放出開始に伴い我が国水産物の輸入規制を行った4か国・地域の水産物輸出額総額に占める割合は4割を超えています。

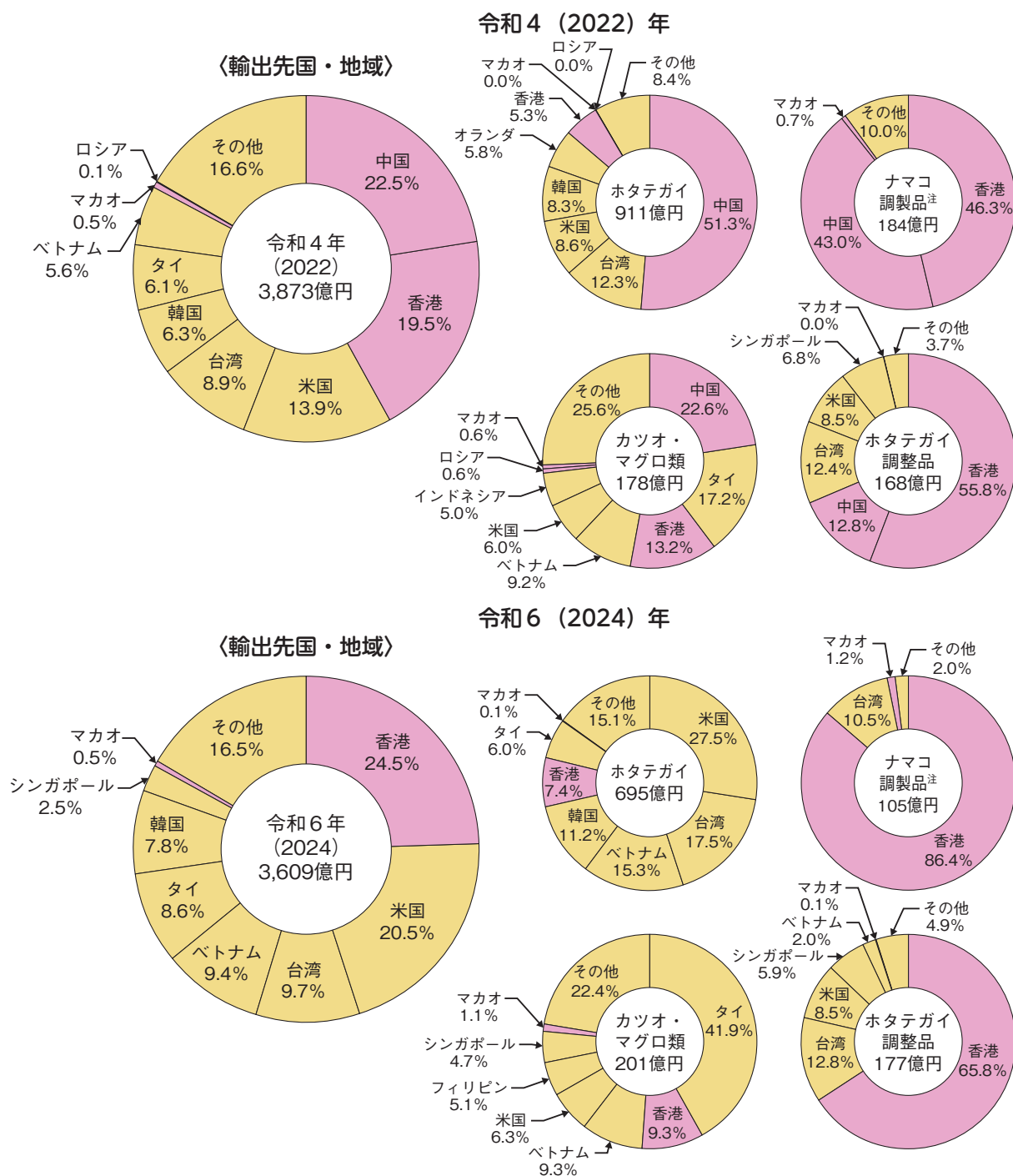
品目別に見ると、ホタテガイ、ナマコ調整品及びホタテガイ調整品についてはこれらの国・地域の占める割合は5割を超え、カツオ・マグロ類については35%を超えています（図表6-10）。

ALPS処理水の海洋放出に伴う令和5（2023）年8月からの中国による輸入規制の強化により、同月以降中国への輸出額が一時停止し、中国への水産物輸出額は令和4（2022）年比で令和5（2023）年は30%、令和6（2024）年は93%減少しました。また、香港への水産物輸出額は、令和4（2022）年比で令和5（2023）年は35%、令和6（2024）年は17%増加しました（図表6-11）。

*1 宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、新潟県、長野県。



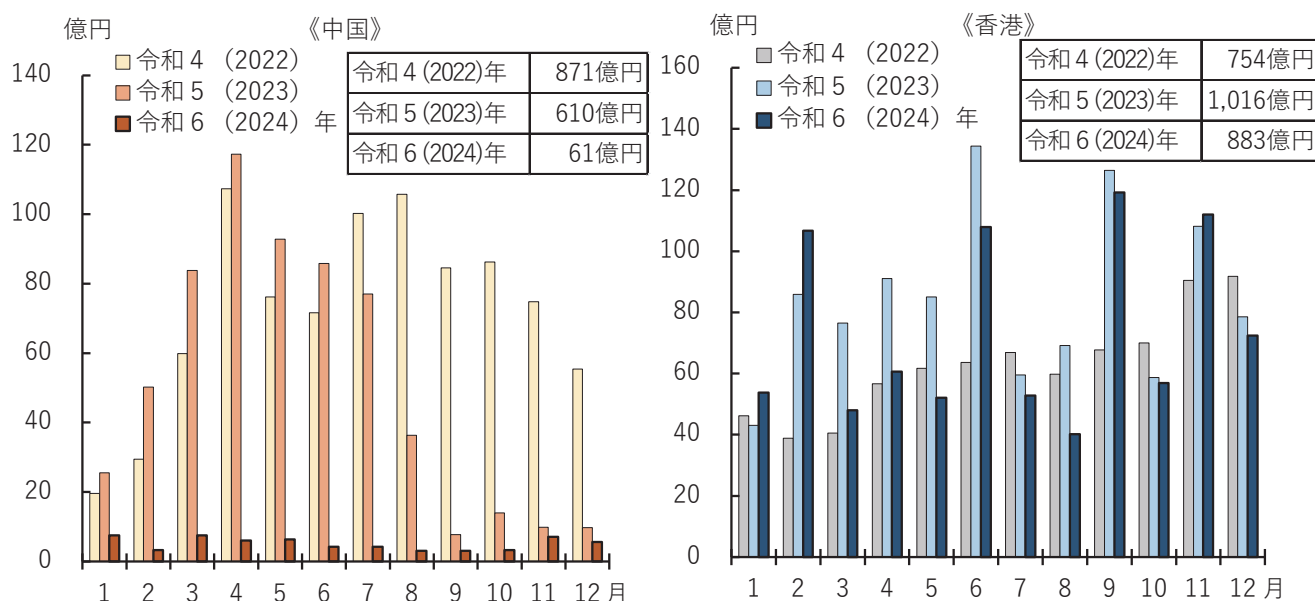
図表6-10 令和4（2022）及び6（2024）年の我が国の水産物の輸出先国・地域、主な輸出水産物の輸出先国・地域



資料：財務省「貿易統計」（令和4（2022）及び6（2024）年）に基づき水産庁で作成

注：ナマコについては、このほかナマコ（調整品以外）（令和4（2022）年は28億円、令和6（2024）年は17億円）が輸出されている。

図表6-11 中国及び香港への水産物の輸出額の推移



〈国内における水産物等の動向〉

ALPS処理水の海洋放出以降、東京都中央卸売市場等の大規模消費地市場では国内の水産物価格は全体の傾向として大幅な下落は見受けられていません。中国での殻剥き加工等用に輸出していた北海道のホタテガイについては、多くの産地で価格が下落した時期があったものの輸出先の多角化等により、価格が上向いているとの声もあります。

イ トリチウムを対象とした水産物のモニタリングの実施

〈トリチウムの迅速分析により分析結果を迅速に公表〉

水産庁は、消費者等の安心の回復と信頼の確保につなげるため、令和4(2022)年6月から新たにトリチウムを対象とする水産物のモニタリング分析(精密分析)を開始しました。その後、同分析に加え、令和5(2023)年8月から、短時間でトリチウムの分析が行える手法(迅速分析)を導入し、ALPS処理水の放出口の北北東約4km及び放出口の南南東約5kmで採取した魚類について、採取日から翌々日までに分析結果を公表しています(図表6-12)。

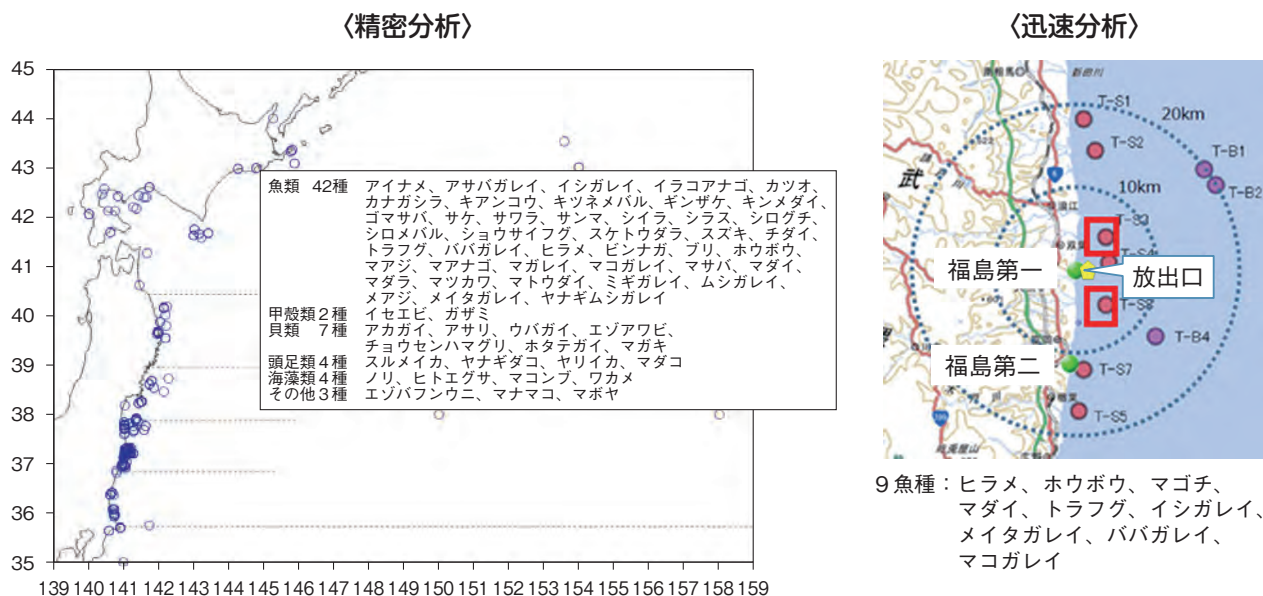
精密分析は、令和4(2022)年6月から令和7(2025)年3月末までの間、636検体の水産物の分析を実施し、これらの分析結果は全て検出限界値(最大で0.408Bq/kg)未満で、放出前後で変化はありませんでした。

また、迅速分析については、令和5(2023)年8月から令和7(2025)年3月末までの間、380検体の水産物の分析を実施し、これらの分析結果は全て検出限界値未満となっており、精密分析と同様に放出前後で変化はなく、海洋放出が問題なく行われていることが裏付けられています。

これらのトリチウムの分析も放射性セシウムの分析と同様の手法により、IAEAとの共同事業の一環として試料採取、分析、比較評価が実施され、分析の透明性の確保に努めています。



図表6-12 水産物の放射性物質モニタリングの検体採取地点（トリチウム）



資料：水産庁調べ

注：1) 精密分析の検体の採取地は、北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県。

2) 迅速分析の検体の採取地は、ALPS処理水放出口から南北に約5kmの2地点（赤枠）（福島県下組合長会議資料を改変）。

ウ 「水産業を守る」政策パッケージの実施等

〈「水産業を守る」政策パッケージの策定〉

令和5（2023）年9月4日、政府は、ALPS処理水の海洋放出開始以降の中国等の輸入規制強化を踏まえ、科学的根拠に基づかない措置の即時撤廃を求めていくとともに、全国の水産業支援に万全を期するため、総額1,007億円からなる「水産業を守る」政策パッケージを示しました（図表6-13）。

同パッケージは、令和3（2021）年度補正予算において「多核種除去設備等処理水風評影響対策事業」を行うため経済産業省において基金造成された300億円及び令和4（2022）年度第2次補正予算において「ALPS処理水の海洋放出に伴う影響を乗り越えるための漁業者支援事業」を行うため経済産業省において基金造成された500億円の基金による支援、東京電力による賠償等に加え、特定の国・地域への依存を分散するための207億円の緊急支援事業によって、1) 国内消費拡大・生産持続対策、2) 風評影響に対する内外での対応、3) 輸出先の転換対策、4) 国内加工体制の強化対策、5) 迅速かつ丁寧な賠償の5本柱の政策で構成されています。

また、令和5（2023）年11月には、補正予算により輸出拡大に必要なHACCP^{*1}等対応の施設・機器整備、「地域の加工拠点」施設等を整備する事業等の支援が措置されました。

さらに、令和6（2024）年12月には、補正予算によりALPS処理水関連の輸入規制強化を踏まえた水産業緊急支援事業として、国内外の新規需要開拓、学校給食等の国内販路拡大、日本産水産物の安全性・魅力の情報発信、水産加工業者等の機器の導入等の国内加工体制の

^{*1} Hazard Analysis and Critical Control Point：危害要因分析・重要管理点。原材料の受入れから最終製品に至るまでの工程ごとに、微生物による汚染や金属の混入等の食品の製造工程で発生するおそれのある危害要因をあらかじめ分析（HA）し、危害の防止につながる特に重要な工程を重要管理点（CCP）として継続的に監視・記録する工程管理システム。国際連合食糧農業機関（FAO）と世界保健機関（WHO）の合同機関である食品規格（コーデックス）委員会がガイドラインを策定して各国にその採用を推奨している。

図表6-13 「水産業を守る」政策パッケージの概要

「水産業を守る」政策パッケージ 総額1007億円【300億円基金、500億円基金、予備費207億円】		令和5年9月4日 農林水産省、経済産業省、復興庁、外務省
●ALPS処理水の海洋放出以降の一部の国・地域の輸入規制強化等を踏まえ、科学的根拠に基づかない措置の即時撤廃を求めていくとともに、全国の水産業支援に万全を期すべく、既に用意した800億円の基金による支援や東電による賠償に加え、特定国・地域依存を分散するための緊急支援事業を創設（3、4①②）する。 ●具体的に、以下の5本柱の政策パッケージを策定し、早急に実行に移すとともに、必要に応じて機動的に予算の確保を行い、全国の水産業支援に万全を期す。		
1. 国内消費拡大・生産持続対策		2. 風評影響に対する内外での対応
①国内消費拡大に向けた国民運動の展開（ふるさと納税の活用等） ②産地段階における一時買取・保管や漁業者団体・加工/流通業者等による販路拡大等への支援（300億円基金の活用） ③国内生産持続対策（相談窓口の設置、漁業者・加工/流通業者等への資金繰り支援、出荷できない養殖水産物の出荷調整への支援、新たな魚種開拓等支援、燃油コスト削減取組支援）（300億円基金、500億円基金の活用等）等		①一部の国・地域の科学的根拠に基づかない措置の即時撤廃の働きかけ ②国内外に向けた科学的根拠に基づく透明性の高い情報発信、誤情報・偽情報への対応強化 ③販売促進・消費拡大に向けた働きかけやイベント実施、観光需要創出、小売業界の取引継続に向けた環境整備等
3. 輸出先の転換対策		4. 国内加工体制の強化対策
①輸出減が顕著な品目（ほたて等）の一時買取・保管支援や海外も含めた新規の販路開拓を支援【予備費】 ②ビジネスマッチングや、飲食店フェアによる海外市場開拓、ブランディング支援【予備費】等		①既存の加工場のフル活用に向けた人材活用等の支援【予備費】 ②国内の加工能力強化に向けた、加工/流通業者が行う機器の導入等の支援【予備費】 ③輸出先国等が定めるHACCP等の要件に適合する施設や機器の整備や認定手続を支援（既存予算の活用）
5. 迅速かつ丁寧な賠償 一部の国・地域の措置を受け輸出に係る被害が生じた国内事業者には、東京電力が丁寧に賠償を実行 （注）今回の予備費による措置は、単年度事業として対応。		

強化等の支援が措置されるとともに、海外販路開拓の対策を農水産物の海外輸出推進策の一環で実施していきます。また、ALPS処理水の海洋放出に伴う影響を乗り越えるための国内生産持続対策も実施します（図表6-14）。



図表6-14 令和6（2024）年度補正予算 ALPS処理水海洋放出に係る水産業支援関連

ALPS処理水海洋放出に係る水産業支援関連

1. ALPS処理水関連の輸入規制強化を踏まえた水産業緊急支援事業

【140億円】

（1）新規需要開拓事業

漁業者団体、加工業者等に対して輸出減が顕著な品目（ホタテ等）の一時買取・保管や国内外の新規需要開拓を支援

（2）国内販路拡大等支援事業

自治体・企業等が学校給食・子供食堂や社員食堂等へ水産物を提供する際の食材調達費・加工費・運送費等を支援
販売促進PRや直売会の開催、新商品開発、インターネット販売を開始する際のECサイト登録料・水産物の送料を支援

（3）水産物の安全性・魅力の情報発信事業

国内の消費を喚起するため、輸入規制措置の影響を受けた日本産水産物の安全性・魅力に関する情報を発信

（4）国内加工体制の強化対策事業

国内の加工能力強化に向けて、加工/流通業者が行う機器の導入や、既存の加工場のフル活用に向けた人材活用等を支援

2. ALPS処理水の海洋放出に伴う影響を乗り越えるための国内生産持続対策事業 【113億円】

- 新たな魚種・漁場の開拓等に係る漁具等の必要経費への支援
- 省燃油活動等を通じた燃油コスト削減に向けた取組に対して支援
- 漁業者による省資源化・有効利用等を通じた魚箱等コストの削減に向けた取組に対して支援
- 省エネ性能に優れた機器等の導入に要する費用に対して支援

〈日本産水産物の早期輸入回復に向けた働きかけの実施〉

令和6（2024）年9月、中国との間では、ALPS処理水の海洋放出と日本産水産物の輸入規制について「日中間の共有された認識」を発表し、中国側は、IAEAの枠組みの下での追加的モニタリングを実施後、日本産水産物の輸入規制措置の調整に着手し、日本産水産物の輸入を着実に回復させることとなりました。令和6（2024）年11月、日中首脳会談を行い、ALPS処理水の海洋放出と日本産水産物の輸入規制に関する発表を両国できちんと実施していくことを確認しました。また、令和7（2025）年1月、農林水産大臣が訪中し、昨年9月の発表に基づき水産物の輸入再開について着実に進めることを、担当である海関総署と、トップ同士で直接確認しました。このような中、令和6（2024）年9月、我が国とIAEAとの間で、関係国の関心を踏まえ、IAEAの枠組みの下で追加的モニタリングを実施することで一致し、この追加的モニタリングの一環として、令和6（2024）年10月及び令和7（2025）年2月には、IAEAの枠組みの下で追加的モニタリングが実施され、中国を含む参加国の分析機関による採水等が実施されました。令和7（2025）年3月には、日中外相会談及び日中ハイレベル経済対話にて、双方で、昨年9月の発表が着実に履行されていることを共に評価し、日本側から、日本産水産物の輸入を近く再開するよう求め、IAEAの枠組みの下で追加的モニタリングを引き続き実施していくことを確認した上で、分析結果に異常がないことを前提に、日本産水産物の輸入再開に向けて、関連の協議を推進していくことで一致しました。

また、令和6（2024）年8月、農林水産大臣が香港を訪問し、科学的根拠に基づかない輸入規制は極めて遺憾であるとして、撤廃を求めました。我が国として、引き続き、規制を維持している国・地域に対して、輸入規制の即時撤廃を求めています。

〈国内消費拡大に向けた取組〉

水産庁では、中国等の輸入規制措置により影響を受ける水産物の国内の消費拡大に向けた

対策として、学校給食・子ども食堂等への水産物の提供や、創意工夫による多様な販路拡大の取組への支援を行っています。

また、消費者に向け水産物の魅力や安全性について発信するイベント等を行っているほか、農林水産省においても、SNS等を活用した消費拡大に向けた発信を行っており、例えば、農林水産省公式X（旧Twitter）による「#食べるゼニッポン」を内容とする投稿は、令和6（2024）年度に3千万回以上閲覧されています。

こうした輸入停止等により影響を受ける水産物の応援消費もあり、令和5（2023）年9月から令和6（2024）年8月までの一年間の家計におけるホタテガイの国内消費額が前年同期比で1.4倍になるなどの影響がみられています。

〈国内生産持続に向けた取組〉

輸入規制措置等により影響を受ける水産物の需要減少への対応として、漁業者団体等が行う販路拡大等の取組や水産物の一時的な買取り・保管への支援を行うとともに、出荷が困難となった養殖水産物を養殖場に留め置くために追加的に必要となる飼餌料費等の支援を行っています。

また、ALPS処理水海洋放出の影響のある漁業者に対し、売上高向上や基本コスト削減により持続可能な漁業継続を実現するため、当該漁業者が創意工夫を凝らして取り組む新たな魚種・漁場の開拓等に係る漁具等の必要経費、燃油コスト削減や魚箱等コストの削減に向けた取組、省エネルギー性能に優れた機器の導入に要する費用に対して支援を行っています。

さらに、水産関係事業者への資金繰り支援として、株式会社日本政策金融公庫の農林漁業セーフティネット資金等について、対象要件の緩和や特別相談窓口の設置等を行うとともに、漁業信用基金協会の保証付融資について、実質無担保・無保証人化措置を講じています。

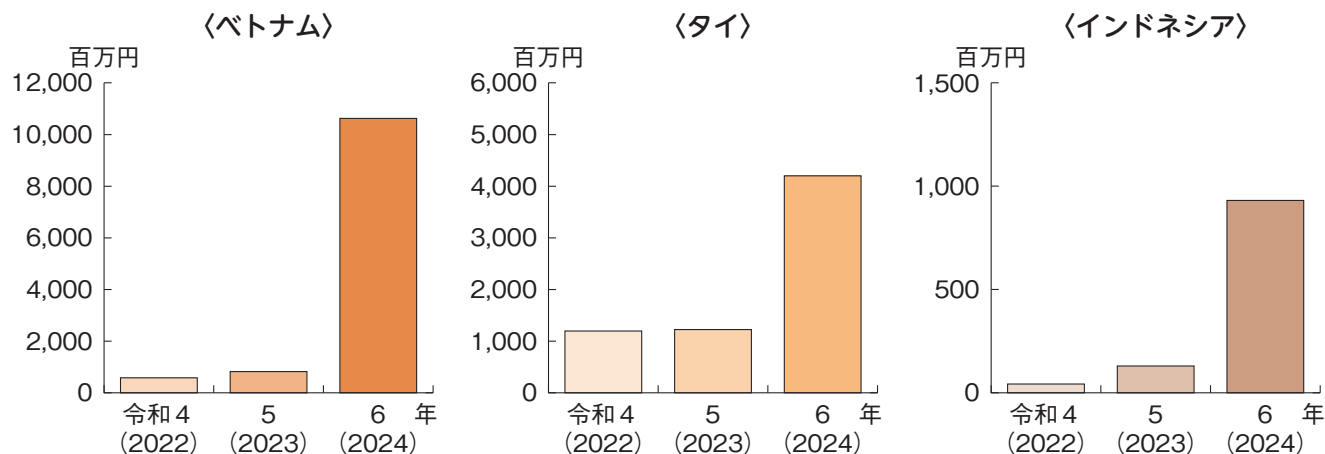
〈輸出先転換に向けた取組〉

中国等の輸入規制措置を踏まえ、安定的な輸出を継続できるサプライチェーンを構築することが必要です。このため、輸入規制措置等により影響を受ける水産物の輸出先の転換に向けた対策として、独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）においては、令和5（2023）年8月に特別相談窓口を設置し、輸入規制等に影響を受けた企業からの相談に対応しているほか、同年9月に「水産品等食品輸出支援にかかる緊急対策本部」を設置し、「水産業を守る」政策パッケージに基づき、海外見本市への出展やバイヤー招へい等による商談機会の組成を行うとともに、日本食品海外プロモーションセンターでは、海外の要人が参加する国際会議等での水産物のプロモーションイベント、海外の飲食・小売店等と連携した水産物フェア等に取り組んでいます。

また、中国へ冷凍両貝で輸出されたホタテガイの一部は、中国でむき身に加工された後に米国向けに輸出されていることから、農林水産省は、JETRO等と連携しベトナム等で殻剥き加工を行い米国等へ輸出するルートの構築等を進め、輸出先の多角化に取り組んでいます。令和6（2024）年においては、ベトナム、タイ、インドネシア等への冷凍両貝の輸出が増加し、これらの輸出先で殻剥き加工が進展しています（図表6-15）。



図表6-15 ベトナム、タイ、インドネシアへのホタテガイの輸出額の推移



資料：財務省「貿易統計」に基づき水産庁で作成
 注：このほかホタテガイ調整品が輸出されている。

〈国内加工体制の強化に向けた取組〉

中国等による輸入規制強化を踏まえ、特定国・地域依存を分散し、国内外の販路拡大を行うため、例えば中国に殻剥き依存していたホタテガイについては、輸出先のニーズに合わせ、国内で殻を剥くことが重要です。このため、令和5（2023）年9月の予備費や令和5（2023）年11月の補正予算において、加工作業員確保のための人件費の支援や加工能力強化に係る機器導入への支援が措置されたほか、同補正予算においては、広く地域のホタテガイ加工に貢献し、欧米等海外への輸出拠点となる「地域の加工拠点」の整備費用を支援し、加工体制を強化していくこととしています。こうしたことを踏まえ、令和5（2023）年度においては、主流のホタテガイ冷凍貝柱の生産量は、業界紙によれば、令和4（2022）年度比で約1.2倍に増加しました。これらのホタテガイ貝柱の消費地向けの輸出も拡大し、令和6（2024）年においては、令和4（2022）年比で、米国向けの輸出額は約2.4倍、台湾向けは約1.1倍となりました。

また、EUや米国等へ水産物を輸出するためには、水産加工施設等が輸出先国・地域から求められているHACCPの実施、施設基準の適合が必要であることから、HACCP等の要件に適合する施設や機器の整備や認定手続きを支援しています。

（4）令和6年能登半島地震からの復旧・復興に向けた対策の推進

令和6年能登半島地震の発生から復旧・復興に向けた取組の主な動きは以下のとおりです（図表6-16）。

図表6-16 令和6年能登半島地震の発生から復旧・復興に向けた主な動き

			取組の状況	復旧・復興の状況
令和6 (2024) 年	1月	1日	石川県能登地方でマグニチュード7.6の地震発生 非常災害対策本部等の設置	
		25日	「被害者の生活と生業支援のためのパッケージ」の取りまとめ	一部の定置漁業、底びき網漁業（志賀町、七尾市）、いか釣り漁業（能登町）等が再開
		31日	令和6年能登半島地震復旧・復興支援本部の設置	
	3月	22日	石川県下に水産庁の事務所を開設	一部の底びき網漁業（能登町、珠洲市）、べにずわいがにかご漁業（志賀町）が再開
	4月			一部のべにずわいがにかご漁業（能登町）が再開
	5月		令和6年能登半島地震漁業地域復旧・復興技術検討会の開催（7月迄計3回）	一部のまき網漁業（志賀町）、いか釣り漁業（能登町）等が再開
	10月			石川県外浦地区の7漁港、地盤隆起のない24漁港で仮復旧工事が完了（一部陸揚げが可能）（～10月）
	11月			底びき網漁業によるズワイガニの水揚げが開始（輪島市）
	12月	17日	令和6（2024）年度補正予算成立	
令和7 (2025) 年				

ア 被害の状況

〈最大震度7の地震により多くの人的被害等が発生〉

令和6（2024）年1月1日午後4時10分、石川県能登地方（輪島の東北東30km付近）の深さ約15kmでマグニチュード7.6の地震（以下「本地震」といいます。）が発生し、石川県輪島市や志賀町で最大震度7を観測したほか、能登地方の広い範囲で、震度6強や6弱の揺れを観測しました。

本地震により、北海道から九州地方にかけての日本海沿岸を中心に津波が観測され、能登半島の広い範囲で津波による浸水が見られ、石川県珠洲市や能登町では4m以上の津波の浸水高が、新潟県上越市では5m以上の遡上高^{*1}が観測されました（図表6-17）。

また、本地震により、能登半島の外浦地域の海岸等において、地盤隆起が発生しました。国土地理院による測地観測データの解析によると、輪島市西部で最大4m程度の地盤隆起、珠洲市北部で最大2m程度の隆起が確認されており、海底での隆起により陸化した地域がみられました（図表6-17）。

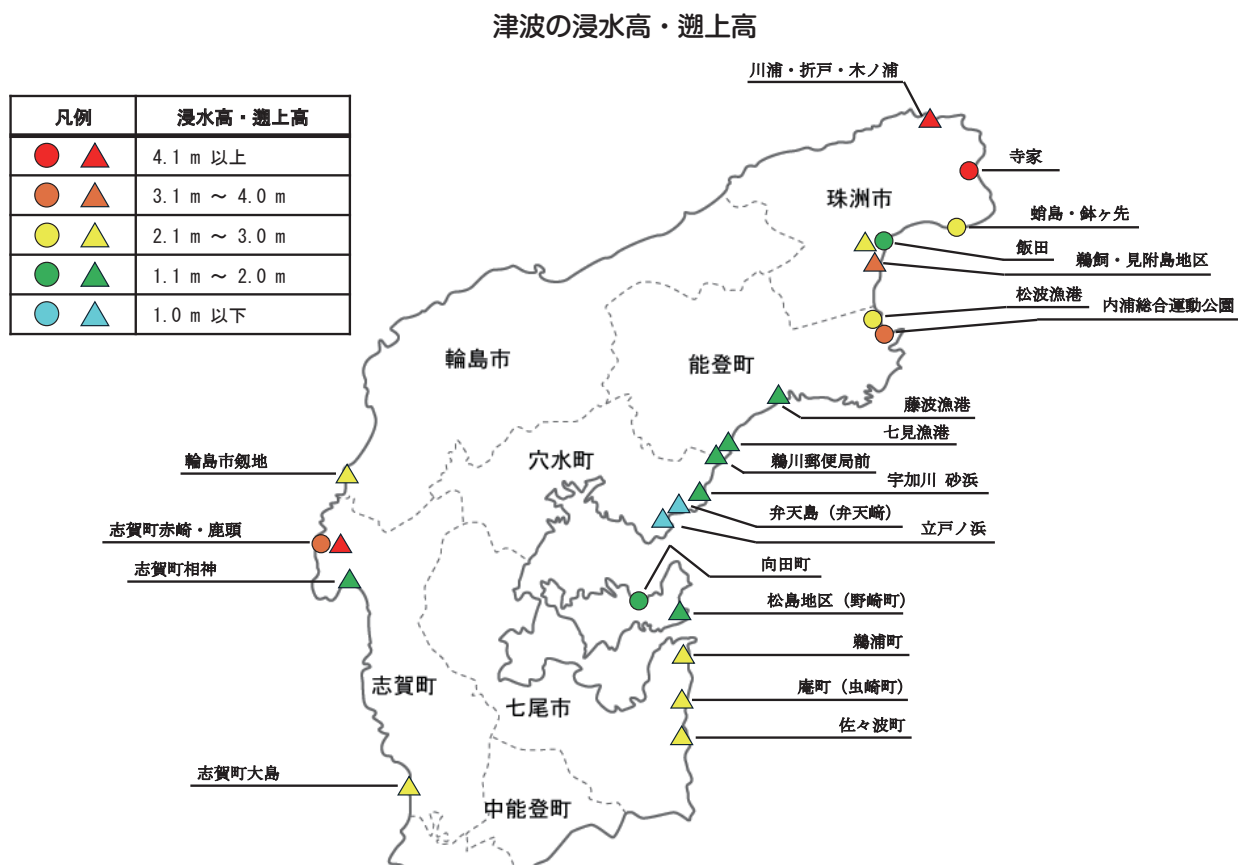
本地震では、多数の家屋の倒壊等により、新潟県、富山県及び石川県において、死者・行方不明者551人（令和7（2025）年3月11日時点。災害関連死を含む。）の被害をもたらしました。住家の被害は、新潟県、富山県、石川県、福井県等で、全壊約6千戸、半壊約2万3千戸を含め約16万4千戸（同日時点）^{*2}となり、多くの方々が家や家財道具を失いました。また、上下水道、電気、ガス等のライフライン及び道路、鉄道等の交通インフラにも甚大な被害が生じました。

*1 津波が海岸に到達後、陸地をはい上がり、最も高くなった地点の高さを、平常潮位面から計測した高さ。

*2 全壊、半壊、一部破損、床上浸水及び床下浸水の合計。

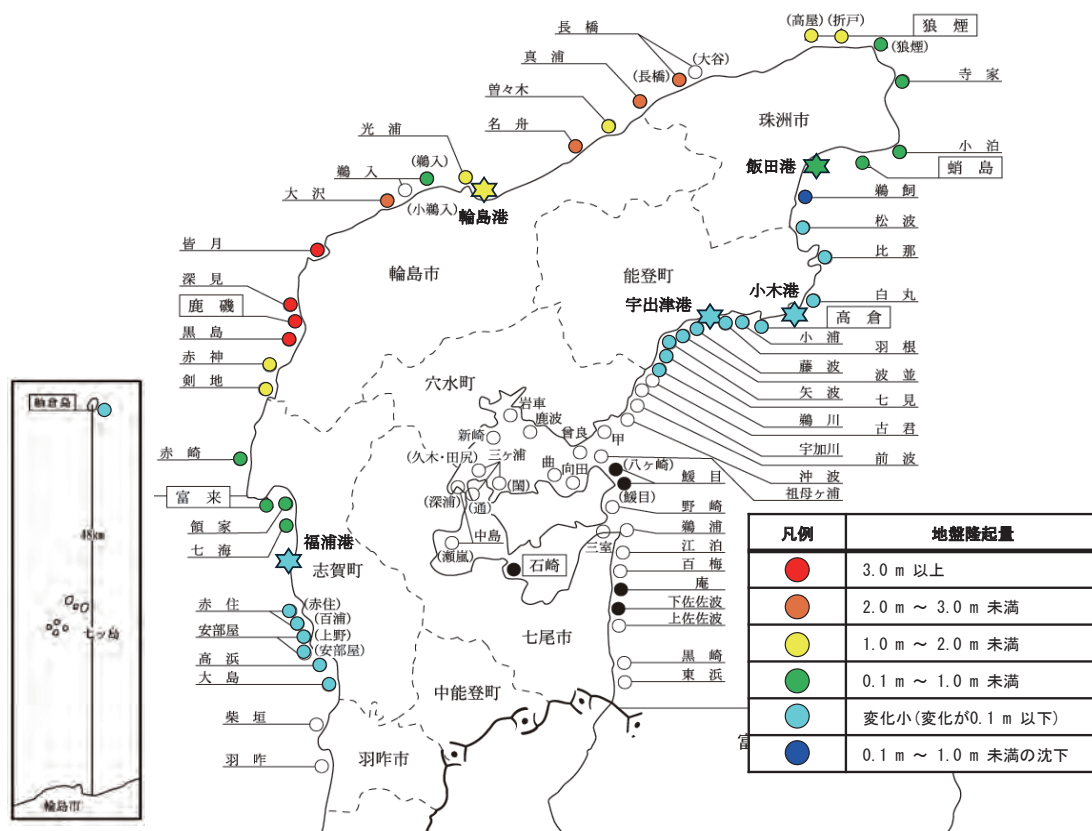


図表6-17 津波の浸水高・遡上高及び漁港における地殻変動



資料：土木学会海岸工学委員会「令和6年能登半島地震津波に関する調査報告会」の資料に基づき、水産庁で作成

漁港における地殻変動



※地盤変動の値は、調査における測量値および市町提供資料等による暫定値であり、今後変動する可能性もある。

資料：水産庁「令和6年能登半島地震漁業地域復旧・復興技術検討会」資料

〈水産業に関する被害の状況〉

本地震の発生により、水産関係では、新潟県、富山県、石川県及び福井県の4県で被害が発生し、被害額総額は1,078.3億円（令和7（2025）年3月31日時点）となっています。

施設別には、漁港施設1,003.2億円、漁船4.1億円、共同利用施設48.7億円等となっています（図表6－18）。

図表6－18 令和6年能登半島地震による水産関係の被害状況

主な被害	被害数	被害額
漁港施設	73漁港	1,003.2億円
漁船	366隻	4.1億円
共同利用施設	94施設	48.7億円
養殖施設	8件	3.5億円
漁具	83件	3.0億円
卸売市場、加工施設	10件	
その他	・水産総合センターの配管の破損 ・漁協事務所の液状化による傾き ・カキむき作業小屋の沈下、排水に支障 ・海洋深層水取水施設の配管破裂 ・陸上水槽の稚ナマコの流出 ・サケ稚魚のへい死 等	

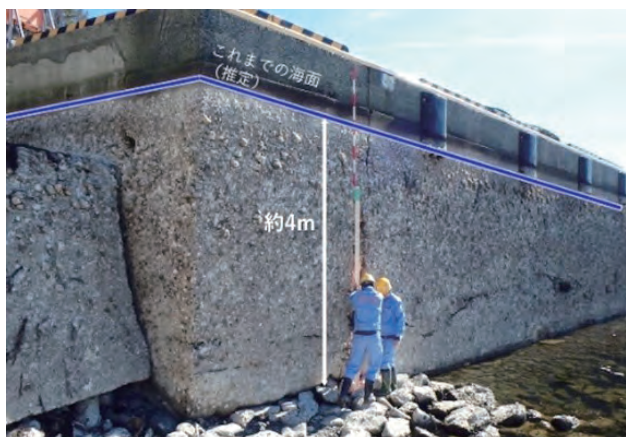
資料：新潟県、富山県、石川県及び福井県からの報告に基づき、水産庁で作成

漁港施設では、防波堤、岸壁、物揚場、臨港道路等が損傷しました（図表6－19）。特に石川県では、県内の69漁港のうち60漁港に被害が発生するなどその被害は広範囲にわたりました。輪島市や珠洲市を中心とした外浦地域においては、地盤隆起による施設の被害が発生し、海底の露出や水深不足により漁船等の泊地等の利用が困難な状態となりました。能登町、七尾市を中心とした内浦^{うちうら}地域では、地震動による被害のほか、津波による被害も多く発生し、大量のがれきや泥が漁港内等に堆積しました。

図表6－19 漁港施設の被害状況

	被災漁港数	被害額	主な被災状況
新潟県	3	4.9億円	臨海道路の破損等
富山県	10	28.3億円	岸壁、護岸の沈下、臨港道路の破壊、漁業集落排水施設等
石川県	60	970億円	防波堤、岸壁、物揚場、臨海道路の損傷、漁業集落排水施設等

資料：石川県、富山県及び新潟県からの報告に基づき、水産庁で作成



現地調査で約4mの隆起を確認
(鹿磯漁港 画像提供：国土地理院)



地震による物揚場の沈下と割れ
(石崎漁港)



地震による船揚場の損傷
(新潟県両津漁港)



地震による物揚場の傾倒と沈下
(富山県新湊漁港)

漁船については、本地震の影響により転覆、沈没、座礁、損壊、流出等が発生し、366隻の被害が発生しました（図表6-20）。地盤隆起によって漁船の座礁等が発生したほか、漁港内の海底の露出や泊地等の水深が浅くなることで出漁できない事例や、陸揚げのための岸壁への接岸が困難になる事例が発生しました。また、流出により、石川県の18隻の漁船が新潟県の沿岸に漂着しました。

また、漁具については、定置網、かご網、刺網、ばい籠等の破損、流出等の被害が発生しました。

図表6-20 漁船の被害状況

	被災漁船数	被害額	主な被災状況
新潟県	17隻	—	横転1隻、破損9隻、船外機浸水6隻、漂流1隻
富山県	8隻	0.03億円	沈没3隻、破損5隻
石川県	340隻	4.1億円	転覆・沈没52隻以上、座礁68隻以上、一部損壊176隻以上、流出44隻以上
福井県	1隻	—	プロペラ破損

資料：新潟県、富山県、石川県及び福井県からの報告に基づき、水産庁で作成



地震により岸壁が損傷し、
津波により漁船が乗り上げた様子
(うかい 鵜飼漁港)



津波により転覆したいか釣り漁船
(かいそ 鹿磯漁港)

共同利用施設とは、漁協等が組合員による共同利用のために保有している各種施設で、産地市場施設、荷さばき所、製氷冷凍冷蔵施設、給油施設、共同作業場、生産資材倉庫等の施設です。

石川県では、施設で断水や浸水が発生、冷凍冷蔵施設、倉庫、選別器の損壊等の被害、富山県では給油施設の建屋や燃油タンクの傾き、製氷貯氷庫の損傷等の被害、新潟県では液状化による荷さばき所の被害等が発生しました（図表6-21）。

図表6-21 共同利用施設の被害状況

	被災施設数	被害額	主な被災状況
新潟県	7	2.3億円	荷さばき所の液状化、漁船巻き上げ機の浸水、加工場のシャッター破損等
富山県	52	20.4億円	給油施設の建屋及び燃油タンクの傾き、製氷貯氷庫の損傷、種苗生産施設の損傷等
石川県	34	25.9億円	断水・浸水、冷凍冷蔵施設、選別機、倉庫の損壊等の被害

資料：新潟県、富山県及び石川県からの報告に基づき、水産庁で作成



地震による給油施設の損傷
(たこしま 石川県蛸島漁港)



地震による荷捌所の損傷
(みずはし 富山県水橋漁港)

卸売市場では、地盤の陥没や段差の発生、水道管等の配管破裂、断水等の被害がありました。また、水産加工施設では、石川県において設備の損傷等の被害が発生しました（図表6-22）。

図表6-22 卸売市場・水産加工施設の被害状況

	被災施設数	主な被災状況
新潟県	3	かしわざき市柏崎市の市場で冷蔵庫荷崩れ、上越市の市場で冷凍庫荷崩れ、さど市の市場で配管亀裂
富山県	3	とやま市漁協 ^{よかた} 四方地方卸売市場で、場内で段差の発生、水道管破裂等、新湊漁協地方卸売市場で断水等、魚津漁協 ^{うおづ} 魚津地方卸売市場において周辺地の液状化
石川県	4	七尾市公設地方卸売市場で断水、地盤陥没等、金沢市中央卸売市場で天井材の一部落下、給水管破損等

資料：新潟県、富山県及び石川県からの報告に基づき、水産庁で作成



七尾市公設地方卸売市場の構内の被災状況

養殖施設のうち、海面養殖では石川県において、陸上養殖では富山県において養殖施設等の被害が発生しました（図表6-23）。石川県の七尾湾ではカキやトリガイの養殖が盛んであり、本地震により養殖施設の破損等の被害がありました。

図表6-23 養殖施設の被害状況

	被災施設数	被害額	被災した養殖種類・状況
富山県	3	0.4億円	サクラマス・アユの陸上養殖施設の破損等
石川県	5	3.1億円	カキ・トリガイの養殖施設の破損・資材流出等

資料：富山県及び石川県からの報告に基づき、水産庁で作成



カキ養殖の延縄の切断



トリガイ養殖のイカダ破損

イ 水産業の復旧・復興に向けた取組

〈被災直後の政府等の対応〉

政府は、本地震の発生を受け、令和6（2024）年1月1日、直ちに内閣府特命担当大臣（防災担当）を本部長とする特定災害対策本部を設置し、同日、内閣総理大臣を本部長とする非常災害対策本部に移行しました。また、石川県に非常災害現地対策本部を設置し、各府省から多数の職員を被災地に派遣し、被災地からの情報収集、関係機関との調整等の災害応急対応を進めました。さらに、本地震を対象とし、同月11日には「特定非常災害」^{*1}及び「激甚災害」^{*2}の指定、19日には「非常災害」^{*3}の指定が行われました。

農林水産省においても、同月1日、農林水産大臣を本部長とする農林水産省緊急自然災害対策本部を設置しました。

食料や物資の支援については、農林水産省において同日食料・物資支援チームを設置し、同月2日から主食の発送を開始し、被災者等の要望も踏まえ、多様な食料・物資を供給してきました。水産庁では、同月6日から14日にかけて、漁業取締船「はやと」、「おおくに」、^{しらほぎまる}「白萩丸」及び^{はくれいまる}「白嶺丸」により水、アルファ化米、缶詰食品、レトルト食品等の食料、カイロ、衛生用品等の物資を^{たこしま}蛸島漁港へ届けました。なお、これらの食料や物資は水産関係団体や民間企業等から無償で提供いただくとともに、その輸送に当たっては地元漁業者の方々に協力いただきました。

金融関係では、水産庁は、関係金融機関等に、本地震による被害を受けた漁業者等に対する資金の円滑な融通や既住債務の償還猶予等が適切に講じられるよう要請しました。また、漁業共済団体及び漁船保険団体に対しても、被害の早期把握、迅速な損害評価の実施及び共済金・保険金の早期支払を依頼しました。

また、水産庁は、MAFF-SAT^{*4}として職員を現地に派遣し、水産関係被害の把握、災害査定、技術支援等を行いました。水産庁からの職員の派遣は令和6（2024）年度も継続し、延べ169人日（令和7（2025）年3月末時点。）となりました。また、30都道県市^{*5}から職員を派遣いただき（延べ7,975人日。令和7（2025）年3月末時点。水産庁調べ。）、水産庁からの派遣職員と連携し、被災地の漁港施設の被災状況の把握調査、災害査定等を支援しました。

被災状況の調査について、水産庁は、石川県の要請を受け、水産研究・教育機構^{ほっこうまる}に緊急調査を依頼し、令和6（2024）年1月31日から2月8日にかけて漁業調査船「北光丸」によりドローンによる漁港・漁場、海洋環境、魚礁^{のろし}の調査を実施しました。また、漁業取締船「はやと」は、支援物資の輸送に併せて蛸島漁港及び狼煙漁港の被災状況の調査も行いました。

^{*1} 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）に基づき指定されるもので、特定非常災害が発生した場合における行政上の権利利益に係る満了日の延長、期限内に履行されなかった義務に係る免責等の措置の適用が可能となる。

^{*2} 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）に基づき指定されるもので、公共土木施設の災害復旧事業等の国庫補助率の嵩上げ等が可能となる。

^{*3} 大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）に基づき指定されるもので、公共土木施設の災害復旧事業等について、国が地方公共団体に代わって復旧工事を行うことが可能となる。

^{*4} 農林水産省・サポート・アドバイス・チームの略称で、災害発生時に、農林水産省から被災した地方公共団体に職員を派遣し、迅速な被害の把握や被災地の早期復旧を支援。

^{*5} 北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、島根県、岡山県、広島県、山口県、香川県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、鹿児島県及び横浜市。



水産庁の漁業取締船「おおくに」への
支援物資の積み込みの様子



「北光丸」による現地調査の様様

〈水産関係団体の被災地支援の取組〉

全国の水産関係団体も迅速に被災地支援に取り組みました。全国漁業協同組合連合会（以下「JF全漁連」といいます。）と一般社団法人大日本水産会は、地震発生直後に対策本部を設置し、被害状況の把握や現地への支援の取組を開始しました。また、両団体は、令和6（2024）年4～12月にかけて、関係団体との連絡調整や国による各種支援事業の申請の補助などを行うため、石川県漁協に人材を派遣し、被災漁業者に対する適切な支援を強力にサポートしました。

JF全漁連では、被災地に向けて、水産庁の漁業取締船を通じて支援物資の提供を行ったほか、会員を中心に支援募金を呼びかけるなどの取組を行いました。一般社団法人大日本水産会も、同様に支援物資の提供や会員等からの義援金の募集を行いました。同会は、令和6（2024）年2月21日及び22日に開催された第21回シーフードショー大阪において、「能登半島地震支援ブース」を設け、石川県の水産業に係る被害状況や操業再開についての情報提供等を行いました。翌令和7（2025）年2月19日及び21日に開催された第22回シーフードショー大阪においても、石川県及び石川県漁協のブースを設け、引き続き、港の復旧状況や操業再開状況の情報発信を後押ししました。

また、一般社団法人水産土木建設技術センターでは、職員を被災地に派遣し、水産庁からの派遣職員と連携し、漁港施設の被災状況の把握調査を支援しました。一般財団法人漁港漁場漁村総合研究所は、水産庁とともに、被災地の漁港及び漁業集落排水施設の被災状況調査や漁港及び集落の復旧・復興の考え方や復旧方法に関する検討を行いました。くわえて、市町管理漁港を中心に災害査定に向けたサポートを行いました。公益社団法人全国漁港漁場協会も、同協会のボランティア派遣制度を活用して、石川県に漁港の災害復旧支援のためボランティアを派遣しました。一般社団法人全日本建設協会は、被災地の救助活動や救援物資の提供・搬送、応急復旧作業を実施しました。一般社団法人全国漁業就業者確保育成センターは、漁業就業支援フェアにおいて、石川県及び「能登半島応援プロジェクト」のブースを設け、被害状況や操業再開状況等についての情報発信を後押しするとともに、被災漁業者等の一時雇用による研修支援制度への協力や義援グッズの販売等による支援への呼びかけを行いました。

水産研究・教育機構は、能登半島周辺や富山湾等の主要漁場において、地震による漁場環境や漁業資源への影響についての調査・データ分析を行い、漁業関係者に情報提供するとともに、沿岸漁場の海底状況を把握するための音響調査機器の貸与や操作・解析手法の現地指導、種苗生産における初期餌料の無償提供などの技術支援を行いました。

〈復旧・復興に向けた政府の取組〉

政府は、令和6（2024）年1月31日に、全閣僚を構成員とする令和6年能登半島地震復旧・復興支援本部を設置し、関係省庁の緊密な連携の下、政府一体となって迅速かつ強力に本地震からの復旧・復興を進めています。

水産庁では、水産関係の支援策を漁業者等にきめ細かく周知するなど、現地対応力を強化するため、同年3月22日、石川県金沢市に水産庁の職員が常駐する事務所を開設し、4月12日、同事務所を奥能登地域（穴水町^{あなみずまち}）に移転しました。同事務所の職員は、漁協支所等を訪問し、被災漁業者等のニーズの把握や国等の支援策の説明、県や漁協等との密接な連絡調整等を実施し、円滑な復旧・復興の推進に向け取り組みました。

また、政府は、同年1月25日に緊急に対応すべき施策を「被災者の生活と生業支援のためのパッケージ^{なりわい}」として取りまとめました（図表6-24）。

このうち、水産関係の復旧・復興に向けた対策として、漁港施設等については、地域の将来ビジョンを踏まえた復旧方針の検討や被害実態の緊急調査を行い、早期復旧を支援しています。特に、地盤隆起等による被害を受けた漁港の復旧・復興の技術的問題、方法、手順等については、有識者で構成する技術検討会を設置し、検討・取りまとめの上、石川県が設置した復興協議会に提示しました。また、災害復旧と連携した里海資源を活かした海業振興等の漁港機能強化対策、漁業集落の防災機能強化対策等を実施することとしています。

漁場の再生・回復に向けては、低下した機能や生産力の再生・回復を図るため、漁業者等が行う漁場の状況を把握するための調査、漂流・堆積物の除去、漁場環境の改善の取組を支援しています。

漁業や養殖業の再開に向けては、被災した漁船・漁具の復旧を図るため、漁協等が行う漁船等の導入や、養殖業の再開に向けて、被災した養殖業者が行う養殖生産用の資機材等の導入を支援しています。

産地市場、水産加工業の再建に向けては、荷さばき施設、冷凍冷蔵施設等の共同利用施設等の復旧や水産加工業者が安定的に原材料を調達できるよう水産物の調整保管に係る取組を支援しています。

被災漁業者等の雇用維持対策としては、漁業の再開までの間、他の漁業者等が被災漁業者等を一時的に雇用して行う研修等を支援しています。

また、被災漁業者等を対象とした、漁業近代化資金や農林漁業セーフティネット資金等の貸付金利の実質無利子化（貸付当初5年間）や資金融通に対する漁業信用基金協会の債務保証料免除（引受当初5年間）など、金融面での支援も行っています。

図表6-24 被災者の生活と生業支援のためのパッケージ

水産関係に対する支援

- ・地域の将来ビジョンを踏まえた復旧方針検討、**水産基盤の被害実態の緊急調査等**の被害状況調査を早期に行い、災害復旧事業等による漁港、海岸等の**早期復旧**を支援（激甚指定による国庫補助率嵩上げ：漁港等の公共土木施設70%→83%※）、（査定前着工制度の活用、机上査定限度額引上げによる査定効率化）※過去5か年の実績の平均
- ・災害復旧と連携した里海資源を活かした海業振興等の**漁港機能強化対策等**を実施（国庫補助率1/2等）
- ・**漁業者等による漁場の復旧の取組**を支援（定額）
- ・**漁船・漁具**、養殖施設の復旧に向けた取組や、荷さばき施設、冷凍冷蔵施設等の**水産業共同利用施設の復旧**、加工原料の確保に向けた取組等を支援（国庫補助率1/2等）
- ・被災漁業者等の漁業の再開までの間、他の漁船や他地域の漁業者等が被災漁業者等を一時的に雇用して行う**研修を支援**（最大18.8万円/月、2年間）、被災漁業者等への**金融支援**（貸付当初5年間の実質無利子化、農林漁業セーフティネット資金等の貸付限度額の引上げ 等）



漁港の被害（海底地盤隆起）、
漁船の座礁

〈漁船等の復旧と漁業の再開〉

石川県では、被災した漁業者のうち漁船や漁具などが使用可能な者は、順次操業を再開しました。志賀町の富来漁港では、令和6（2024）年1月中旬から月末にかけて、定置漁業、底びき網漁業、えびかご漁業が、3月中旬からは、べにずわいがにかご漁業が再開し、まき網漁業は漁期である5月から再開しました。七尾市では、同年1月上旬に定置漁業及び一部の底びき網漁業が、1月中旬から一部のかき養殖業者の出荷が再開しました。能登町の小木港や宇出津港では、同年1月上旬からは定置漁業、1月下旬には一部の小型いか釣り漁業、3月下旬には底びき網漁業、4月上旬にはべにずわいがにかご漁業が再開し、中型いか釣り漁業は漁期である5月中旬から再開しました。珠洲市の蛸島漁港では、同年1月下旬に定置漁業が、3月下旬には底びき網漁業が再開しました。輪島市の港では、地盤隆起により漁港施設に大きな被害が生じました。鹿磯漁港では、同年5月から志賀町の福浦港に水揚げする形で定置漁業が再開しました。輪島地区では、同年7月からは海女漁、9月に刺し網漁業、10月に底びき網漁業が再開し、11月の解禁日に応じて底びき網漁業によるズワイガニを対象とする操業が開始されました。

富山県においては、漁具の流出や破損等の被害が発生したものの、残された漁具や修理した漁具で操業が順次再開し、被災した漁港ではその利用に不自由はあるものの、同年2月までには定置漁業、かごなわ漁業、刺網漁業等で再開されました。

新潟県及び福井県においては、漁船や漁具等の一部で被害が発生したものの、操業の大きな支障はありませんでした。

操業の再開に当たり、給油施設や製氷冷凍冷蔵施設等の共同利用施設等の被害が発生している中、これらの物資の供給が課題となりました。このため、施設再開までの間、タンクローリーによる給油や、金沢市の市場等からの氷の調達により操業を支えてきました。

漁業関係者の懸命な努力により、被災地において当面の操業に必要な共同利用施設については復旧を完了し、操業に向けた環境整備は進展しています。それに伴い、操業は順調に回

復しています。これらの取組により、石川県の能登半島北部の6市町（輪島市、珠洲市、穴水町、能登町、七尾市及び志賀町）の令和6（2024）年の漁獲金額は前年同期比66%の7,316百万円、漁獲量は同54%の13,096t^{*1}となりました。これをズワイガニ漁期期間の秋冬シーズンで見ると、漁獲金額は97%の3,477百万円、漁獲量は93%の3,652tとなりました。また、富山県の氷見漁港及び新湊漁港の令和6（2024）年の水揚量は、前年同期比78%の7,257tとなりました（図表6-25）。

図表6-25 石川県及び富山県の被災地における水揚量

【石川県】

地区	主な漁業	令和6（2024）年 漁獲量	令和5（2023）年 漁獲量	令和6／5年比
輪島市（輪島支所）	底びき網漁業、刺し網漁業、まき網漁業、海女漁業等	232t	5,428t	4%
珠洲市（すず支所）	底びき網漁業、定置漁業等	1,364t	1,644t	74%
穴水町・七尾市（七尾地区）	定置漁業、底びき網漁業等	3,666t	5,016t	90%
能登町（能都支所）	定置漁業、底びき網漁業、いか釣り漁業等	2,994t	4,033t	94%
志賀町（西海支所）	底びき網漁業、まき網漁業、定置漁業、えびかご漁業等	4,840t	8,311t	56%

【富山県】

地区	主な漁業	令和6（2024）年 漁獲量	令和5（2023）年 漁獲量	令和6／5年比
氷見漁港・新湊漁港	定置漁業、かにかご漁業、底びき網漁業等	7,257t	9,331t	78%

資料：石川県及び富山県からの報告に基づき水産庁で作成

注：1）令和7（2025）年3月31日時点

2）漁獲量には、主に餌用のマイワシを含まない。



定置漁業再開による水揚げの様子
（福浦港）



海女漁の再開による水揚げの様子
（輪島港）



底びき網漁業の再開による
水揚げの様子（蛸島漁港）

〈漁港施設の復旧・復興に向けた取組〉

漁港施設等の復旧・復興に向けては、被害状況を正確に把握することが必要ですが、本地震の被害は、能登半島を中心に広範囲に渡る一方、市町等の漁港管理者の職員不足等により

*1 主に餌用のマイワシを含まない。マイワシを含めると、漁獲金額は対前年比66%、漁獲量は66%。

その把握が困難であったことから、水産庁において緊急調査を実施しました。

また、漁港施設の復旧・復興に当たり、本地震は、地震の揺れや津波による被害に加え地盤隆起による被害が特徴的であり、このような地盤隆起に対応する知見がないことから、水産庁では、令和6（2024）年5～7月にかけて、令和6年能登半島地震漁業地域復旧・復興技術検討会を3回にわたって開催し、地盤隆起等による被害を受けた漁港の復旧・復興の技術的な方法、手順等について検討を行いました。同検討会では、地盤隆起等の甚大な被災を受けた漁港における漁港の復旧・復興の基本的な考え方として、短期的な生業再開のための仮復旧と、中長期的な機能向上のための本復旧の二つのフェーズに分けた復旧の考え方を提示するとともに、漁港施設の被害状況、被災パターンの分析、被災パターンに応じた復旧方法・手順等について検討した結果を石川県に提供しました。

漁港の復旧について、地盤隆起等により甚大な被災を受けた石川県の外浦地域の16漁港のうち、漁業者との調整等により10漁港を優先的に機能回復を図る漁港とし、うち7漁港について仮復旧工事を完了しており、引き続き、本復旧工事に着手することとしています。

地盤隆起のない漁港については、必要に応じて応急工事等を実施し、漁業再開に必要な陸揚げが可能となっており、今後、順次本復旧工事に着手し、着工後概ね3年間（令和9（2027）年度まで）で復旧工事の完了を目指すこととしています。

また、令和6（2024）年1月19日に、本地震が非常災害として指定されたことにより、国に

あかかみ
赤神漁港の工事の模様

（被災後）
地盤隆起により、泊地埋そく



（復旧作業の状況）
泊地の浚渫を行い、利用再開

蛸島漁港の工事の模様



（被災後）
岸壁のエブロン背後が沈下



（復旧作業の状況）
砕石ですり付け、岸壁の利用再開

のざき
野崎漁港の工事の模様

(被災後)

本体ブロック倒壊、背後エプロン崩壊



(復旧作業の状況)

エプロン撤去、大型土嚢設置により増破を防止

なかしま
中島漁港の工事の模様

(被災後)

船揚場の張ブロックに隙間が発生



(復旧作業の状況)

碎石の充填、コンクリート打設を行い、利用再開

よる災害復旧事業の代行が可能となりました。これを受け、石川県管理の狼煙漁港及び珠洲市管理の鵜飼漁港海岸について、石川県知事及び珠洲市長からの要請を受け、水産庁が代行工事を実施しています。具体的には、狼煙漁港において航路及び泊地を浚渫し、漁船の避難機能の一部を回復したほか、鵜飼漁港海岸において工事の実施に向けた現地調査等を実施しました。引き続き、漁港及び漁港海岸の機能の回復に向けた復旧工事を行っていくこととしています。

さらに、輪島港等では、地盤隆起による座礁等により身動きが取れない漁船が多くあったことから、水産庁及び国土交通省は、石川県と連携して、浚渫工事を実施するとともに、重機等により漁船を移動しました。

《卸売市場の復旧》

卸売市場については、七尾市公設地方卸売市場が、敷地内の一部での陥没等によりトラックが入れないことや地震による断水により、令和6（2024）年1月中は休場しましたが、同年2月1日から営業を再開しました。金沢市中央卸売市場では、被災した施設の応急復旧を行い当初の予定どおり同年1月5日から営業を開始しました。

富山県の新湊漁協地方卸売市場では、断水の修復等による2日間の休場の後に営業が再開できました。

〈被災地域の水産業の復旧・復興に向けて〉

被災地域の水産業の早期の復興を図ることは、地域経済や生活基盤の復興に直結するだけでなく、国民に対する豊かな水産物の安定的な供給を確保する上でも、極めて重要な課題です。

被災した水産関係者の方々が、困難を乗り越え、将来への希望と展望をもって水産業を再開できるよう、政府としても、漁業及び水産加工・流通業の再建や、漁港、漁場、漁船、養殖施設はもとより、漁村全体の復旧・復興に取り組むこととしています。

漁業・漁村の復旧・復興に際しては、生業の場としての漁場と漁港は、生活の場としての漁村集落と一体性があるため、漁港、製氷冷凍冷蔵施設等の共同利用施設など漁業に必要な施設と、漁村集落のインフラのあり方について、漁業者、漁協などの漁業関係者だけでなく、漁村集落に居住する地域住民も含めた関係者全体で議論していくことが必要となります。

令和6（2024）年2月22日には、内閣府と内閣官房が、「復興まちづくりに当たっての参考資料」を作成し、被災した地方公共団体に情報提供を行い、関係府省が連携の上、被災した地方公共団体の復興まちづくりを継続的に支援することとしています。農林水産省としても、被災した地方公共団体が、これを参考にして地域の実情に応じ創意工夫が施された復興まちづくりを進められるよう、地域の計画の策定、事業の実施について、丁寧に相談に応じていくこととしています。また、被災地域の漁業関係者をはじめとした地域住民の方々が、各地域で議論して描いた姿を実現するための支援を、各地域の実情を踏まえつつ行っていくこととしています。

（5）岩手県大船渡市における林野火災への対応

令和7（2025）年2月下旬に発生した岩手県大船渡市^{おおふなと}における林野火災は、約2,900ha（令和7（2025）年3月28日時点調査中）の林野が焼損する甚大な被害となりました。農林水産省では、火災発生後、農林水産副大臣を本部長、農林水産大臣政務官を副本部長とする林野火災対策本部を設置し、迅速な情報収集や技術支援を行いました。鎮圧から8日後の3月17日には農林水産副大臣と農林水産大臣政務官が、現地の農林水産関係被害状況を視察し、大船渡市長との意見交換を行いました。

この火災により、綾里漁港^{りょうり}内の漁具等を保管する倉庫及び倉庫内に保管していた定置網が焼損したほか、養殖ワカメ等の操業に影響が及ぶなど、水産関係の被害が発生しました。

また、東日本大震災により被災した地域でもあることなどを踏まえ、焼損した定置網や倉庫等に対して特段の支援を行うこととしました。

鎮火の目処が立ちつつあった同年4月4日には、農林水産大臣、農林水産副大臣、農林水産大臣政務官が現地を訪れ、これらの支援措置について、漁業者の方々に直接説明を行うとともに、これを発表しました。

農林水産省としては、引き続き、地元からのご相談に丁寧に応じ、これら支援措置の活用に向けた助言を含め、岩手県や大船渡市とも連携し、復旧に取り組んでいくこととしています。



被災した倉庫